

タクシー利用補助券交付申請のご案内

(令和8年度 玉村町交通弱者対策事業)

タクシー利用補助券とは

タクシー運賃から、1枚あたり500円の割引が受けられる券です。

※500円未満の金額には利用できません

交付枚数、利用時の注意

1人あたり**60枚**交付します。(※75歳以上で運転免許をお持ちの方は**12枚**)

令和8年4月1日から、1乗車ごとの利用枚数制限はなくなりました。

▼補助券を使う人同士で相乗りした場合、それぞれの利用券が使えます。

利用期間は令和9年3月31日までです。

利用できるタクシー会社

交友タクシー、平和タクシー、丸直タクシーの3社

対象になる人（申請時）

年齢	運転免許証	交付対象
64歳以下	※有無、自主返納を問わず	×
65歳～ 74歳	持っていない（自主返納・失効・元々無い）	◎（60枚）
	持っている	×
75歳以上	持っていない（自主返納・失効・元々無い）	◎（60枚）
	持っている	○（12枚）

▼補助券を申請後に運転免許証が失効したり自主返納したりした場合でも、追加交付はいたしません。

申請の方法

①玉村町タクシー利用補助券交付申請書を下記へ提出

▼必要なものは、上記申請書のみです。

(申請書は、下記の役場窓口にあるほか、町ホームページからダウンロードもできます。)

▼ご本人名義の申請書であれば、代理の方からの提出でも受付します。

②LoGoフォームによる申請

URL : <https://logoform.jp/form/Pa4N/1369416> QRコード :

▼受付期間は、令和9年2月26日までです。



提出（送付）先・お問合せ

〒370-1192 玉村町大字下新田 201 番地玉村町役場 環境安全課 交通防犯係

電話 : 0270-64-7708